

# 地租改正研究の現段階

中 村 政 則

## 1

戦前の「日本資本主義論争」いらい、地租改正の研究は日本近代経済史研究のうちでも最も重要な研究テーマのひとつとして位置づけられている。明治維新の本質、歴史的意義を確定するためにも、また戦前日本資本主義の構造的特質を規定した基本要因をその始源にたちもどって究明するためにも、地租改正の研究は避けてとおることのゆるされない問題領域を構成しているからである。事実、歴史学の戦後段階は、幕末・維新时期の農業問題（その集約点は「寄生地主制」論争）の追求と自由民権運動の研究とともに、この地租改正の歴史的究明において最もいちじるしい成果をあげてきた。とくに地租改正をめぐる戦後の研究は、先に公刊された福島正夫『地租改正の研究』（1962年、有斐閣）と丹羽邦男『明治維新の土地変革』（1962年、お茶の水書房）において1段階を画すとともに、1昨年末から昨年初にかけてつきの3著があいついで公刊されたことによって一応の総括をすべき地点に到達したように思われる。その3著とは、公刊順にあげていけば、関順也『明治維新と地租改正』（1967年、ミネルヴァ書房）、近藤哲生『地租改正の研究』（1967年、未来社）、有元正雄『地租改正と農民闘争』（1968年、新生社）の3つである。しかしながら、現在までのところ、この最近刊の3著については、書評らしい書評はでていない。そこで、小稿では上記の関、近藤、有元3氏の業績を手がかりに、地租改正研究の現状を確定するとともに、今後の研究方向はいかにあるべきかについていくつかの提言を行なうことにした。紙幅の関係で、3氏の著書のすべて（全部で約1,400ページ）にわたって検討を加えることは到底できないので、論点は思いきりしぶらざるをえないことをあらかじめお断りしておきたい。

まず、3著の内容検討に移るまえに、戦後の地租改正研究が問題意識・方法・対象領域などの点で戦前のそれとどう違っているかを明確にしておく必要がある。大局的にいってしまえば、戦前の『論争』段階では地租改正の研究は自立した独自の研究領域として存在していたわけではなかった。むしろ、当時の研究者の問題意識は、地租改正の歴史的意義を論ずる場合にも、そのねら

いはあくまでも明治維新によって成立した国家権力の本質をどう規定するか、戦前日本資本主義の構造的特質をどうつかむか、あるいはまた1920・30年代の一般的危機の段階における特殊構造をもつ危機顕現（その階級的表現は労農同盟に基づく変革主体勢力出現）の必然性をどう歴史的に追求・展望するかの点にあり、かかる究極の課題を解明するかぎりでのみ地租改正の位置づけがなされていたといえる。したがって、地租改正によって成立した土地所有の性格規定をめぐる論争においても、たんに近代的土地所有か半封建的土地所有かの規定をあたえることそれ自体が自己目的化していたのではなく、あくまでも前述の体系、展望の基本にかかわる論点として明確に自覚されており、それだからこそ論争は少しの妥協もゆるさぬ激烈な様相を呈せざるをえなかつたのであった（その背後に当時の「戦略・戦術」問題があったことはあらためて指摘するまでもない）。

しかし、戦前の研究がこのように明確な問題意識にからぬかれていたことが、そのまま地租改正研究の水準の高さを保障していたかというと、決してそうではなかつた。戦前においては利用すべき史料がごく限られていたということのほかに、地租改正をめぐる論議はつねに論争形式をとることが多かつたために、力点は実態の究明におかれより、むしろ本質規定に終始する傾向がつよかつたからである。それとともに『論争』段階における政治主義的風潮のゆえに自由な問題設定の枠がせばめられ、地租改正それ自体の研究が深化されにくかった事情があつたことも忘れてはならない。したがって、戦後の地租改正研究はこうした戦前の学問的遺産を前提としつつも、新たな進展を示すためには戦前とは異なる地点から出発しなければならなかつた。では、その特徴はなにか。もっとも著しい変化は、何よりも地租改正法の成立から実施にいたるまでの全過程をさまざまな角度から追求する実証的作業が戦前とは比較にならない密度をもつて展開されたことであろう。その結果、戦後の地租改正研究はつきつきと新しい事実の解明に成功していった。たとえば、地租改正法の成立過程ひとつをとってみても、それが決して一直線の過程ではなく、いくつかの複数の

プランの対立・交錯の過程であり、その背後にはわが国領有制の解体方式をめぐる旧領主階級内部の対立・抗争の歴史のあったことがはじめて明らかにされたし、また寄生地主制の研究と結合することによって地租改正法をめぐる農民諸階層の動向を経済的基盤との関連でとりあげることが可能となつたし、そこからさらに新しい観点での国際的契機の導入という方法論的進化がもたらされたのであった。前述の福島氏および丹羽氏の一連の業績がこの問題解明にもっともブリリアントな寄与をなしとげたことはあらためて指摘するまでもない。いいかえれば、この福島・丹羽両氏の業績の出現によって地租改正の研究は自立した研究領域として確立し、日本近代史研究における固有の役割を果たしつづけることが可能になったのである。以下3著の内容検討を行なうにあたって、「地租改正研究の自立」というこの戦後の学界に特徴的な研究状況はとくに銘記しておく必要があるようと思われる。というのは、これから述べる3著のメリットとデメリットは、この「地租改正研究の自立」現象と決して無縁ではないと考えられるからである。前置きがながくなってしまったが、以下それぞれについて検討を加えていくことにしよう。

## 2

3著の構成および著者たちの問題意識にはたぶんに重なりあう部分があるのだが、その力点のおきどころはかなり違う。たとえば、地租改正法の成立・展開過程については3著ともほぼ共通に考察を加えているが、地租改正の実施過程およびその結果についての分析になると3著のあいだにはかなりの開きがでてくる。その力点のおきどころの違いはいうまでもなく著者たちの問題意識の違いに由来している。大まかにその特徴を述べるならつきのようになるだろう。

関氏の著作の重点は、何よりも「府県単位に推進された地租改正事業の内容を実証的に総括」しようとする点にある。福島・丹羽両氏によって地租改正の法制史的側面、政府官僚内部の政治的事情などはかなりのていど明らかにされたが、地租改正が「各府県においていかに実施され、いかなる結果をひき起したかについて」の研究はまだまだ不充分であって、これを全国各府県にわたって追求することが今後の地租改正研究の深化にとって重要な基礎作業になると、関氏は判断されたからである。そのため本書では「地租改正基礎資料」「府県史料」「明治前期財政経済史料集成」および各地の郡・県誌などがフルに利用されて各府県における地租改正の実施過程・結果が丹念に追求されていく。その叙述は途中で退屈さ

を感じさせるほどに平板であって、全くの実証主義的立場に徹している。しかし、そのなかから地租改正の意義・評価については他の2著とかなり異なる主張が導かれてきており、慎重な検討を要する部分が少なくない。近藤氏の著作は、前篇「地租改正法とその施行過程」、後篇「地租改正と農民」の2つの部分によって構成されているが、関氏とは全く反対に検討の対象を愛知県(尾張国)に限定しておりむしろ個別分析から地租改正全体の性格を展望していこうとする姿勢を示している。分析対象を一地域に限定したことからくる制約はまぬかれがたいが、全国的な地帯区分を綿密に行なったうえで愛知県の位置づけがなされているので、一般的評価を下す場合にもそれほど大きな危険をおかしているとは考えられない。むしろ、本書は一地方に対象をしぼっているだけに3著のうちでも最も高い実証的密度を示しており、とくに後篇の第四章「地租改正と地主制」はまことに興味ある成果をあげている。近藤氏は「序」で地租改正の2重の意義=役割一天皇制の依拠すべき階級的基礎としての半封建的土地所有=地主的土地位の確認・「創出」の作用と本源的蓄積政策=過程の物質的・財政的基礎の創出作用一を強調しつつ、本書ではそのうち前者の地主制「創出」政策の側面に分析の力点をおくと明記しているが、その課題にこたえようとした中心的部分が、先の第四章に相当しているわけである。これにたいし有元氏の著作は700ページにおよぶ大著であって、約60ページも費やして研究史の整理を行なったあと、地租改正法の成立から実施にいたるまでの全過程を全国的視野にたって追求していく(序章～第2章)。そして第3章で「山林原野の地租改正」の検討をふまえて第4章で「地租改正の歴史的意義」を確定する。ここまでほぼ関氏と同様の構成を示しているが、つきの第5章「地租改正と地主豪農層」、第6章「地租改正と農民闘争」の2つの章は全くユニークな内容をもっており、本書の価値はひとえにこの部分に集約されているといつても過言ではないのである。有元氏は「地租改正を明治維新の階級闘争の深さにおいて把握することの必要性」(77ページ)を説いているが、それを独自の視角から分析してみせたのがこの第5・6章にほかならない。ここでは、山口・岡山・広島3県の地租改正実施にたいする農民層の、とりわけ「地主豪農層」の階級的役割が明らかにされている。また、地租改正反対闘争における階級構成と自由民権運動段階の階級構成が検出されており、原蓄過程における政治的対抗関係の推移が跡づけられている。この点は、近藤氏も愛知県春日井郡43カ村地租改正反対運動の分析

を通じて意識的に追求している点であって、両氏の農民闘争把握の違いをふくめて後に検討してみたいところである。

さて、以上の大まかな要約によつても3著が提出している論点は多岐にわたつておる、そのいずれもが地租改正研究の中心的課題にかかわる問題を含んでいることが判明するのだが、ここでは論点を思いきりしぶって、「地租改正と地主制」・「地租改正と農民闘争」の2点についてのみ検討を加えていくことにしたい。

まず、地租改正と地主制の関連について。この問題は戦前の「資本主義論争」、戦後の「寄生地主制論争」と密接に関係するテーマであつて、どうしても避けて通れない重要な論点である。

3著の内容にそくして問題点を提出すれば2つある。1つは、地租改正によって確定された土地所有の性格を何とみているか、またその論証の仕方如何。2つは、地租改正が地主制の進展におよぼした影響をどうみているかの2点である。第1点について3氏の間にはそれぞれ見解の相違が存在するが、しいていえば関氏と近藤・有元氏との対立は明白である。その対立点は一言でいえば、地租改正によって確定された土地所有の性格を半封建的土地所有とみるか否かという戦前いろいろの周知の論点をめぐつてなのだが、問題は著者たちの結論的評価よりもその論証の仕方如何にある。まず確認しておくべきことは、3氏ともに地租改正によって領主的土地所有は廃棄されたという共通の論定を行なつてゐることである。これは誰も否定できない事実であろう。したがつて問題はこの先にあるといわねばならない。関氏は戦後の地主制史研究の成果をふまえつつ、幕末期における農民的土地所有の事実上の成立を強調する。そして、寄生地主的土地所有は封建的土地所有とは基本的に対立するところの農民的土地所有を成立基盤とし、その分化形態なのだから、「寄生地主制そのものを『半封建的』と規定するわけにはいかない」(10~12ページ参照)と主張する。また、地租の性格についても農民的土地所有の事実上の成立にともなつて幕藩貢租はすでに経済外強制にもとづく封建地代とは区別されるところの租税に近い性格をそなえつつあり、地租改正は封建年貢のこの租税的側面を継承して「近代国家における私的土所有者の負担すべき租税として編成された」(5ページ)点を重視すべきだといわれる。これにたいし近藤・有元両氏は講座派的見解を踏襲しつつ地主的土地所有=半封建的土地所有説を採用しているが、その論拠はこうである。たしかに地租改正は私的土所有権を法認した。しかし、それは近代的

土地所有権とは区別される私的土所有権の法認にすぎず、またその私的土所有権の設定の仕方は国家権力による暴力・威嚇・詭弁などの経済外強制に等しい強圧的手段をともなうものであった。それは地価算定、収穫決定、地位等級体系の成立にいたる全過程が農民の自主的選択のみちを頭から否定する権力の威圧的态度と上からの強制的おしつけに終始していることに集中的にあらわれている。また、検査例第2則が68%の高率小作料を「適実」とみなしているごとく、地租改正は農民的土所有一般をではなく、地主的土所有を確認したにすぎない。こうして近藤氏は「地租改正は、地主的土所有の確認の政策である」(147ページ)と規定し、かつ「地租は、旧貢租が中央政府に集中されたものであり(E·Aコスミンスキイのいう『集中地代』)、そのかぎりでは封建地代の形態転化にほかならない」(335ページ)とされ、有元氏は「地租改正は…半封建的土地所有関係の体制的創出起点」であり、改正地租は「半封建的貢租」(425ページ)と規定されるのである。以上のように関氏と近藤・有元氏との対立は明白であるが、その説明の仕方はいずれも納得的でないと考える。関氏が寄生地主的土所有=半封建的土地所有説を否定される場合の唯一の論拠は、すでに明らかのように基本的には寄生地主的土所有は領主的土所有の転化物ではなく、農民的土所有の分化形態であるということの1点につきる。一言でいえば、これは土地所有の「出自論」的規定にほかならない。しかし、この論法でいけばたとえばイギリス地主制の性格規定はたいへんな混乱に陥ることは間違いない。なぜなら、イギリス・ブルジョア革命を「上からのみち」とみるか「下からのみち」とみるかの対立はあるにしても事実として領主の地主化現象のあったことは誰も否定していない以上、関氏の論法をそのまま裏がえせば領主的土所有の転化物であるというだけの理由で、こんどはイギリスの近代地主を封建的ないしは半封建的地主といわざるをえなくなってしまうからである。いまさらこんなことを書くのは気がひけるくらいの常識に属するのだが、土地所有の性質を規定するのは「生産諸条件の所有者が直接的生産者に対する直接の関係」=生産様式・搾取様式の性質如何にある。地租改正以降の土所有関係は、農民經營の側からみれば、共同体規制および零細錯団形態に規定された封建的労働過程を止揚しきっていない段階にあったことは明らかであり、地主が搾取する小作料が「必要労働部分にまでも喰い込むほどの全剩余労働を吸收する地代範疇、利潤の成立を許さぬ地代範疇」にはかならなかつたことは、これまでの「論争」でも主張さ

れてきており、かつ戦後の地主制史研究で精力的に追求された農民層分解の動向から判断しても間違いないところと思われる。にもかかわらず関氏はこの基本的論点を全く無視してたんに土地所有概念だけに矮小化して土地所有の本質規定を行なうという誤ちをおかしてしまっている。そのために、関氏自身別の個所では地租を「封建貢租に近い」(180 ページ)と明記するほどの動搖ぶりを示されているほどなのである。他方、近藤・有元氏の説明の仕方はどうか。両氏においても基本的には私的土地位所有権の設定のさいにおける上からの権力的強制=經濟外的強制と権力による地主の 68% の小作料確保の保障の 2 点が重要な論拠になって半封建的土地所有説が主張されているにすぎない。しかし、前者については、「地券発行後において…經濟外的強制の發動をみない」(424 ページ)と有元氏は記し、後者についても近藤氏は國家権力による 68% の小作料確保の線=「地主制確認=擁護の立場・側面は副次的」(147 ページ)であったとされている。この事実の指摘自体には別に異論はないが、そうであればなおのこと両氏の説明の仕方は説得力を欠いているといわざるをえない。寄生地主的土地位所有がいかなる本質をもつ土地位所有であるかをきめる決め手はやはり、小農経営の労働過程の質と地主・小作間の搾取関係の質的内容如何にあるといわねばならない。この基本的視点をはずして立論するかぎり、近代的土地位所有説はたえず再生産される余地を残すのであって、そのいみで近藤・有元氏の半封建的土地所有説の論拠づけは大きな弱点をもっているといわねばならないのである。そのほか、講座派理論における半封建的土地所有説の「半」のいみはどこにあるのかという周知の論点があるのだが、これにふれるだけの余白はない。ただ、有元氏が「半」のいみに関連して「純粹封建的土地位所有のもとでは資本主義は成立・発展しないが、半封建的土地位所有のもとでは資本主義が成立・発展する」(65 ページ)といわれ、近藤氏は「自作農の存在自体が、地主的土地位所有の半封建的性格の指標のひとつ」(336 ページ)といわれているのは、これまでの「論争」史を部分的にしか理解されていないことを示しており、再度「論争」史にたちもどって積極的な立論を展開されることを希望せずにはいられない。

## 3

つぎに、地租改正が地主制の進展に与えた影響および地租改正と農民闘争との関連を 3 氏はどうみているかを検討してみたい。まず、地租改正が地主的土地位所有進展の道をひらいたものであることを主張している点では 3 氏ともに一致している。しかし、力点のおきどころは大

きく喰いちがっており、関氏はどちらかというと幕藩体制下の土地位所有制限の解除が前期的資本の地主的土地位集中を容易にさせたこと、また地租改正による高額地租負担を地主が小作人に転嫁(小作料引上げ)することを國家権力が黙認することによって地主制の発展を促したと直線的にとらえている(319 ページ以下)のにたいし、近藤・有元両氏は関氏の指摘した事実に同様に言及しつつも「旧貢租水準の維持・継承」という高額地租のおしつけが寄生地主層の利害とも対立する場合のあったことを強調し、むしろ松方デフレ以降に地主制の本格的進展を認める傾向がつよい。もっともこまくみていけば、近藤、有元氏の間には若干の意見の対立があるのだが(たとえば有元氏著の 53 ページ参照)、いまはそれにふれる余裕はない。むしろ、この点について筆者は近藤氏が愛知県春日井郡と丹羽郡について行なった実証分析の成果を高く評価したい。そこでは地租改正の与えた影響が地域によって、また寄生地主、自作、小作の階層のちがいによってどう異なるかが克明に追求されており、その実証的密度はきわめて高く、多くの時間と労力を要したであろうことが推察される。その分析によって得られた結論は、地租改正の影響が下層ほどマイナスに作用していること、また地主的土地位所有が安定的に成立するのは米作・棉作地帯である中間地帯では明治 20 年代であり、商業的農業と綿織物など農村工業をもつ先進地帯では 30 年代であるといったように常識的なものであるが、農村構造の違いによって異なる階級構成が検出されることを明らかにし、かつそれを後篇の地租改正反対運動の基礎過程として位置づけることに成功している点で、この部分は本書のなかでも最も生彩にとむ部分となっている。しかし、この部分についても不満をいえば、近藤氏の方法では資本主義との関連をなかなかつけがたいという点である。その原因はおそらく「編成替」の視点を近藤氏がそれほど明確には意識されていないことにあるのだろう。なるほど近藤氏は、地租改正を幕末いらいのたんなる延長線上に位置づけるのではなく、世界資本主義の促進をうけたなかで、日本が対抗的にとらざるをえなかつた原蓄政策として位置づけていく。殖産興業資金創出のための「旧貢租水準の維持・継承」を徹底的に重視したり、地主制の「創出」という表現で幕末期との断絶的側面を強調したりしているのもその点をつよく意識したうえでのことに相違ない。にもかかわらず、その分析の手法は戦後の「地主制論争」の段階で誰もが採用した農村史の手法=農民層分解論一本槍の域をぐるものではなく、全構造的アプローチとは到底いいがたいのである。では、

「編成替」の視点とは何か。一言でいえば産業資本確立規定との連繋を方法的に意識して寄生地主制の成立・確立の問題を把握しようとする観点であり、さらにいえば世界資本主義への強制的編入の過程で国家権力がとった貿易・財政・金融政策と国内的な地域的分業関係のくみ替え(棉作凋落・養蚕興隆はその1つのあらわれ)との関連を地主制史研究のなかに導入しようとする視点にはかならない。したがって、この観点は地租改正だけを切りはなしてそれ自体として分析するのではなく、つねに産業資本確立期をも射程距離にいれて地主制進展の契機をさぐり、またそれとの関連において地租改正の歴史的意義を確定しようとする志向をもつ。ところが、近藤氏はこの視点を全く欠如しているために、「地主制は、明治2,30年代には、全国的体制として成立したのであった。そしてそれは同時に地主制が日本資本主義の体制の一環としてくみこまれていく過程でもあった」(255ページ)と、かなり重要な結論的指摘をされても、一体、「全国的体制」とは何か、権力問題はこの概念にふくまれているのか(筆者は当然ふくめるべき概念だと考える)、また「体制の一環としてくみこまれる」とはいかなるいみなのか、さらに産業資本確立規定との関連はどうなっているのかという基本問題が全く明らかにされないままに、ただ突如として論証ぬきの結論が書き加えられたにすぎないという印象をもたざるをえない。この資本主義との関連をどうつけるかという方法的自覚の欠如は関・有元氏についても同様に指摘されねばならない。

最後に、農民闘争をめぐる3氏の見解についてはどうか。この問題については、有元氏の見解がもっとも興味ぶかい。有元氏の議論の特徴は、地租改正の政治過程を丹羽氏が旧領主階級内部の対立・抗争の歴史としてとらえる傾向のつよいのにたいして、むしろ地租改正をめぐる基本的階級対立を絶対主義権力と豪農以下全農民層との間に設定しなおした点にある。もっとも、この見解はすでに1960年度土地制度史学会での太田健一氏との共同報告「地租改正と地主豪農層」において提出されたものであって、いわば学会周知の見解に属しているといえよう。そこで、ここでは有元説の内容紹介に重点をおくより、60年報告と本書との間に論点の変更が認められるか、あるいはどのような点で論点が進化させられているかをみてみたい。

有元・太田報告にたいする最大の疑問点は、地租改正当時にはたして絶対主義的政府プランに真に対抗しうるだけの豪農層独自のプランが存在していたかどうかという点にあったと思われる。この疑問は、有元氏らの基本

論旨にかかる重大な論点であるだけに、本書でも有元氏は執拗に「農民的・地主豪農プラン」の存在を実証しようと努めている。これまでのところこのプランの存在をはっきりと確認できるのは山口・岡山・筑摩・静岡の4県にすぎないが、有元氏はさらに地租改正にたいする地主豪農層の動向を追求して、「地主豪農層が農民組織の中核にたち、積極的に抵抗する地域」として、山形・新潟以下8県の事例のあったことをあげている(577ページ以下)。その一方で、「農民的・地主豪農プラン」の中味を、政府県庁の「内示額」に抵抗して「ともかく農民余剰の確保を意図する一定の計画」(561ページ)といわばルースに解釈して、該プランの存在を主張しようとしている。いいかえれば、有元氏の「農民的・地主豪農プラン」とは、「全き意味で(の)封建的関係の廃絶=近代的土地所有関係の成立プラン」(562ページ)をいみするのではなく、実質的には小ブルジョア的発展を担う地主豪農層がともかく農民余剰の確保(=地租軽減)をめざす一定の計画をもって自作農以下の一般耕作農民を指導して、政府の上からの押しつけ地租に反対する運動をも含む概念と解せられるのである。すると、有元氏のいう絶対主義的政府プランと「農民的・地主豪農プラン」との基本的対抗というのは範疇的対抗ではなく農民余剰の取分=量をめぐる対抗ということになる。換言すれば、両プランの対立とは質の異なるプラン=構想の対立ではなく、農民余剰の取分をめぐる運動の次元での対抗と考えるべきものなのである。とするならば、地租改正実施過程における基本的対立は絶対主義権力と全土地所有農民との間にあったといべきであって、わざわざ「農民的・地主豪農プラン」なる概念を強調される必要はないのではないか。すなわち、地租改正の主導的側面は近藤・有元両氏ともに認めておられるとおり、「旧貢租水準の維持・継承」にあって、地主層の階級的利益の擁護を第一義的課題とするものではなかった。

したがって高額の押しつけ地租は、全土地所有農民にとって重大な関心とならざるをえず、それは農民内部の階層差をこえて全農民が一致して反対すべき斗争目標となる。近藤氏が克明に追求した春日井郡地租改正反対運動はその間の事情をよく示しており、筆者も県ないし郡段階での斗争ではなく、「村段階のおしつけをめぐる闘争こそが、地租改正反対運動のもっとも基本的な形態である」(329ページ)と規定する近藤氏の説に賛成であって、絶対主義的政府プランに基本的に対立する「農民的・地主豪農プラン」を地租改正反対斗争の基本型とおくことには疑問をもたざるをえない。そもそも、

有元氏の「地主豪農層」とはいかなる概念をさすのか。580ページ以下に岡山県児島郡の日笠家の例があげられているが、これをみると有元氏は寄生地主概念と豪農概念とを全く区別しないで使っているように思われる。その証拠に近藤氏が寄生地主と規定している林金兵衛家をも有元氏は地主豪農層に一括してしまっている(585ページ)。この概念の不明確さが「農民的・地主豪農プラン」の内容を不明確にしている原因であると同時に、範疇的対立の問題と現象面=運動の次元での対立とを区別しないままに混同してしまっていることが有元氏の見解をわかりずらくしていると考えざるをえない。もっともこれにたいして、有元氏から反論ができるかも知れない。それならば地租改正をめぐる農民内部の階層的利害の不一致とそれにもとづく運動の分裂をどう処理したらよいのかと。この問題についてはかつて別の機会に若干ふれたことがあるのだが(「歴史学研究」336号。26・32ページ以下参照), 筆者は「農民層分解そのものの二つの道」と「資本主義的進化の二つの道」との関連を明確にしたうえで、日本型原蓄の特殊性を解明していく視点から幕末・維新期農民闘争の複線的発展の必然性をといていく以外にないと考えていることだけを記すにとどめておきたい。ともあれ有元氏の精力的な研究によって戦後の地租改正研究は戦前の研究には全く欠如していた、視点の導入に成功したことはたしかであって、この観点は今後の研究にも生かしつづけていかねばならないと考えるのである。

## 4

以上で、最近刊の3著を中心とした地租改正研究の現状の検討を終るが、最後に今後の研究の方向はいかにあるべきかについて若干の意見を述べておきたい。3著を通して私が第一にもった印象は現在の地租改正研究は1960年度土地制度史学会の大会報告が到達した地点から1歩も前進していないのではないか、ということであった。その報告者のなかには近藤・有元氏もふくまれて

いるのだが、こんどの両氏の著作を読んでみても基本的論点はすでに60年報告のときにだされており、ただ変わったのは検討の対象範囲がひろがったことと、実証的密度が高められた点だけであって、基本論旨においてはほとんど深化した点を認めがたいといわざるをえない。閑氏の著作にしても、たしかに府県段階での地租改正の実態=部分的認識はふかめられたかも知れないが、それが同時に方法論なり視角の前進をもたらしているかというと、卒直にいって否定的たらざるをえない。もちろんだからといって3氏の業績を低く評価しているのではない。むしろ、その逆で3氏の研究が現在の学界における地租改正研究の到達点を示していることは明らかであって、今後の研究もこれら3著を無視して前進することはまずありえないと考える。にもかかわらず60年段階からみてこれら3著がほとんどみるべき方法的進化を示していないとするなら、われわれはここらで方法論の次元における真剣な論争なり議論を展開しないかぎり、3氏の業績をこえることはまず不可能と判断せざるをえない。そのためには、「自立した地租改正研究」の枠をとりはらって戦前の「論争」のごとく日本資本主義論・日本国家論の一環として当該研究を位置づけなおす必要があるのではないか。最近、地主制史研究においても、かつての「寄生地主制論争」の呪縛から徐々に解放されつつあり、産業資本確立規定の連繋のもとに日本地主制の構造的位置づけを行なおうとする新たな動きをみせている。また、絶対主義研究の理論的前進をはかるための摸索が何人かの研究者によって開始されている。地租改正研究もそうした研究潮流との結びつきをいかにしてはかるか、ということの方法論議を意識的に行なう必要があるのであって「地租改正研究の自立」現象をよしとする専門家の意識にいつまでもとどまることはもはやゆるされなくなっていると思わざるをえない。のである。

## 投 稿 規 程

本誌は、1962年7月発行の第13巻3号で紙面の一部を研究者の自発的な投稿制による原稿のために割くことを公表いたしましたが、それ以来、かなりの数の研究者の投稿を経て今日にいたりました。ここに改めて本誌が投稿制を併用していることを明らかにし、投稿希望者を募ります。投稿規程は次のとおりです。

1. 投稿は「論文」(400字詰30枚)「寄書」(400字詰20枚以内)の2種とします。
2. 投稿者は、原則として、日本学術会議選挙有権者と、同資格以上のものに限ります。
3. 投稿の問題別範囲は、本研究所がその業務とする研究活動に密接な関係をもつ分野に限ります。本研究所の研究部門は次のとおりです。  
日本経済。アメリカ経済。ソ連経済。英國および英連邦経済。中国および東南アジア経済。国際経済機構。国民所得および再生産。統計学およびその応用。経済計測。学説史および経済史。
4. 投稿原稿の採否は、編集部の委嘱する審査委員の審査にもとづき編集部で決定させていただきます。原稿は採否にかかわらず御返しします。
5. 投稿原稿で採択となったものは、原則として原稿到着後9カ月ないし12カ月のあいだに誌上に掲載いたします。
6. 原稿の送り先: 東京都国立市一橋大学経済研究所「経済研究」編集部。